

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団広告掲載要綱

(平成29年3月31日理事長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団（以下「財団」という。）の広報印刷物等への民間企業等の広告の掲載等を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、財団の新たな財源を確保し、もって、市民サービスの向上及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体

イ 財団の広報印刷物

ロ 財団のWEBページ

(2) 掲載等 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、または掲出することをいう。

(広告掲載等の審査及び決定)

第3条 掲載等を行う広告媒体は、事務局長が定める。事務局長は、掲載等の可否の決定に当たっては、掲載基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 消費者金融

(4) ギャンブルにかかるもの

(5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(6) 法律の定めのない医療類似行為を行なう施設

(7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者

(8) 各種法令に違反しているもの

(9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- イ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ロ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ハ 政治性及び宗教性のあるもの
- ニ 人種侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ホ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ヘ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ト 財団の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- チ 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- リ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ヌ 社会的に不適切なもの
- ル 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- イ 誇大な表現（誇大広告）の禁止（根拠となる資料を要する。）
根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等
- ロ 射幸心を著しくあおる表現の禁止
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ハ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していること
- ニ 虚偽の内容を表示するもの
- ホ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- ヘ 国家資格等に基づかない者が行なう療法等
- ト 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- イ 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- ロ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ハ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- ニ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- ホ ギャンブル等を肯定するもの
- ヘ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(WEBページに関する基準)

第7条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についても前条の基準を適用する。

(広告の規格等)

第8条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに事務局長が定める。

(広告募集方法等)

第9条 広告の募集及び選定の方法並びに掲載等に係る予定価格については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、事務局長が定める。

(広告審査会)

第10条 事務局長は、第3条の決定をする場合において、必要があると認めるときは、広告審査委員会の意見を求めることができる。

(広告審査委員会の設置及び構成)

第11条 広告の募集、広告の内容等に関し、必要な審査を行なうため、広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の委員長は、理事長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて各課・館の長を会議に参加させることができる。

(委員会の開催)

第12条 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 3 委員会の会議は、委員長ほか3名以上の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

(会議の議決)

第13条 会議の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数をもって決することとし、可否同数のときは、議長が決することとする。

- 2 委員長が会議を開く時間がないと認めたときは、持回りで議決することにより、会議の議決に代えることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則
(実施期日)

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 (第 1 1 条関係)

職	備考
理 事 長 副 理 事 長 専 務 理 事 事 務 局 長 総 務 課 長 市民センター課長 子ども育成課長	委 員 長